

李承晩ライン宣言と韓国政府¹

藤井 賢二

はじめに

1952年1月18日、韓国政府は李承晩ライン宣言（正式名称は「隣接海洋に対する主権に関する宣言」）を行った。日韓漁業紛争の激化そして竹島問題の表面化をもたらした李承晩ライン宣言が戦後日韓関係に与えた影響は大きい。にもかかわらず、李承晩ライン宣言前後の韓国政府の動きの解明は十分とはいえない。本稿では、韓国政府が2005年8月26日に公開した、日韓会談（日韓国交正常化交渉）に関する韓国側の記録（以下「韓国側公開文書」と略記）を読み解くことにより、李承晩ライン宣言に関する韓国政府の動きを整理したい。²

1 韓国政府の対米交渉とその挫折

韓国側公開文書において李承晩ライン宣言に至る韓国政府の動きが比較的詳細に明らかになるのは、1951年2月7日の「吉田・ダレス書簡」の発表以後である。同書簡は、「平和条約中に日本漁業に対する恒久的な制限を規定されることのないようにするため」、日本政府が漁業資源保護のために自発的な措置をとることを約束し、米国がそれを歓迎する意を表したものであった。³これにより、連合軍総司令部（以下「総司令部」と略記）の命令により日本漁船の操業範囲を制限していた、いわゆるマッカーサーライン（以下「マ・ライン」と略記）が対日講和条約発効によって撤廃されることが確実になり、韓国政府は対応を迫られたのである。金龍周韓国駐日代表部公使が林炳稷外務部長官に送った1951年2月16日付「週間日本情勢報告」では「吉田・ダレス書簡」の要約が添付され、「もしマッカーサー線が撤廃されたならば彼ら日本漁業者たちの行為は露骨化して公然と韓国の漁場を攪乱するので、韓国の水産資源を必然的に枯渇させ韓国の経済に及ぼす損失は莫大なものと思われる」として早急な対策を要望している。⁴同年4月3日に韓国政府は金勲商工部長官を委員長とする対日漁業協定準備委員会を発足させ、同委員会は同年4月11日の第二回会議で三段階の「対日漁業政策」を決定し、翌日張勉国務総理にそれを報告した。⁵第一段階はマ・ラインを「今後永久的に存続させるという要請を外務部からマッカーサー司令官に」行うこと、第二段階は対日「講和条約締結時に、日本の侵略を防ぐためマッカーサー線を存続させる項目を同条約文に入れるよう強力に推進すること」、第三段階はマ・ライン撤廃を想定して総司令部と漁業「協定を締結して我が国に有利な条件を技術的に定

¹本稿は、「公開された日韓会談の記録を読む」（兵庫教育大学東洋史研究会『東洋史訪』12 兵庫 2006年3月）に大幅に加筆したものである。

²韓国側公開文書は大韓民国外交通商部所蔵のもので、正式名称は『韓・日会談請求権関連文書』である。

³川上健三『戦後の国際漁業制度』（社団法人 大日本水産会 1972年3月 東京）128～131頁。

⁴韓国側公開文書「韓国の漁業保護政策：平和線宣布 1949-52」（韓国語）1157～1158頁。

⁵同前 1275～1276頁。

めることで」その交渉はマ・ライン撤廃前にするのが有利である、となっていた。

韓国側公開文書では「対日漁業政策」の第一段階の総司令部への働きかけについては明確ではない。それに対して、第二段階の対日講和条約に関する韓国政府の動きを示す資料は多く残されている。1951年4月17日に韓日漁業協定準備委員会から張勉國務総理に対する「対日講和条約草案に関する意見具申」が行われた。そこでは、マ・ライン存続を対日講和条約草案の第4章「安全保障」に挿入することが求められていた。マ・ライン問題は「政治的経済的事項に属することは第二次的な問題で、実は韓国のひいては極東の安全保障に属する」からであった。⁶同年4月3日付で林炳稷外務部長官から駐米大使に宛てた「対日講和後の韓日間の漁業に関して米国の諒解要請」でも、「日本人の根性は常に漁夫を前衛隊として隣接国家を侵略してきた過去の歴史が明確に証明している」と日本を非難し、「従来の軍国主義及び全体主義の野望を率直に联合国裁判廷で告白し、今後は永遠に日本が真の民主主義国家として世界平和に貢献することを約束した」と戦後の日本を評価した。そして「我が韓国も民主主義国家として発展する第一段階にある」とし、「今後両国はこの真正の民主主義と民権擁護と世界平和のために」衝突してはならないと述べてマ・ライン存続を訴えた。⁷これらの韓国の主張は、マ・ライン問題を漁業問題としてよりも歴史そして安全保障の問題としてとらえようとするものであった。

また、1951年4月18日付で曹正煥外務部次官から梁裕燦駐米大使および李範奭駐華大使に宛てた「対日講和後の韓日間の漁業に関して米国の諒解要請に関する件」でも、「過去の日本軍国主義の大陸侵寇は漁船による海洋進出から始まったので、連合軍総司令部では（日本の-藤井補註-）侵略を防止しようとしてマ・ラインを制定した」と述べ、マ・ラインが廃止されれば「我が国の経済上に大きな損失となるだけでなく、過去日本が大陸を侵略した生々しい実例に照らして国防上の影響も甚大」と訴えた。⁸日本漁船の操業許可漁区拡大を求めて日本が総司令部に対する働きかけを強めた1949年6月のマ・ライン改訂問題に際して、同年6月8日に林炳稷外務部長官が鄭恒範駐日大使に送った「マッカーサー線に関する件」には、日本漁船の操業許可区域拡大を阻止するための総司令部との交渉で強調すべき6項目が記されている。⁹そこでは、マ・ライン改訂は韓国漁業への脅威となるという主張と韓国の安全保障を脅かすという主張とが混在していたものの、「マッカーサー線に関する件」という文書全体では、韓国は漁業問題としてマ・ライン改定問題をとらえていた。これに対して1951年4月の対日講和条約をめぐる主張では、日本漁船の操業許可漁区拡大を再侵略とみなしてその脅威を強調するなど、韓国はもっぱら安全保障面から米国の理解を得ようとした。

韓国が対日講和条約にマ・ラインを存続させる条文を挿入させることに固執した理由について、1951年4月12日付で金龍周韓国駐日代表部公使が林炳稷外務部長官に送った報告書「対日漁業協定に関する基本問題」には次のような記述がある。「もし対日講和条約から分離して今後韓日の直接交渉で協定するならば、公海漁業自由の原則によって、日本

⁶同前 1300 頁。この対日講和条約草案は 1951 年 3 月 23 日付対日講和条約米国草案である (Foreign Relations of the United States 1951, Volume VI, pp946~947)。

⁷同前 1270~1271 頁、1273 頁。

⁸同前 1306 頁、1309 頁。

⁹同前 1144~1145 頁。「マッカーサー漁線拡張は大韓民国の海上権侵害」(『週報』12 大韓民国公報 處 1949 年 6 月 2 日 韓国語) にもほぼ同一内容の韓国の主張が掲載されている。

漁船の我が国海面進出を抑制するのは極めて困難である」。¹⁰このように、当時の海洋法における「公海自由」の原則に従えば、公海上に日本漁船の操業禁止区域を設けることは困難であることは韓国も気がついていた。したがって、対日講和条約に関して、漁業問題よりも安全保障の観点からマ・ライン存続を韓国は求めたのであった。

しかし結局、韓国は安全保障の観点からマ・ライン存続を米国に要求することはなかった。1951年4月26日付の林炳稷韓国国連大使によるダレス米国国務長官顧問宛要望書では、マ・ライン存続の要望は対日講和条約の第4章「安全保障」ではなく第5章「政治および経済条項」に組み込まれていた。¹¹梁裕燦駐米韓国大使は1951年7月9日に書簡と直接要請で、7月19日に直接要請で、8月2日に書簡で、米国に対してマ・ライン存続の条項を対日講和条約に挿入するよう要求した。これらもすべて安全保障の観点からのものではなかった。¹²そしてマ・ライン存続の条項を対日講和条約に挿入するという韓国の対米要求は実現しなかった。対日講和条約締結を急ぐダレス米国国務長官顧問は「関係国の漁業権益が複雑に錯綜しているため条約の締結に深刻な遅れをもたらす」¹³として、漁業問題の観点から韓国の要求を拒否したのである。

日本の脅威を強調して安全保障の観点からマ・ライン存続を要求しようとした韓国が強調したのが、日本漁船のマ・ライン違反操業であった。マ・ライン侵犯を理由に南朝鮮・韓国が拿捕した日本漁船は、1951年4月18日付「対日講和後の韓日間の漁業に関して米国の諒解要請に関する件」によれば、1947年から1951年4月8日までに83隻に上り、韓国はこの事態を「経済上または国防上危機に直面する重大な問題」と訴えた。¹⁴そして同文書では、韓国による日本漁船拿捕について次のような記述がある。1948年4月17日付で「軍政長官ディーン少将」はマ・ラインを侵犯した日本漁船を逮捕することを指令したが、同年7月28日にその指令を取り消して日本漁船が領海侵犯した場合のみ拿捕することを明示した。1951年3月31日に「UN南韓海軍司令官から我が国の海軍作戦局長に送った書簡によって、現在不法越境した日本漁船を領海以外の場合でも全部これを拿捕すること」とした。¹⁵この部分だけ見れば韓国の日本漁船拿捕は正当性があるかのように見える。しかし、本来マ・ラインは総司令部の専権事項であって韓国政府の関与できる事項ではなかった。韓国側公開文書には1951年4月14日付で「南韓海軍司令官」から韓国海軍作戦局長に宛てた書簡が残されている。そこでは、「連合軍最高司令官の（日本漁船の操業-藤井補註-）禁止は一方的なものであって韓国との協定ではない」として「日本漁夫および漁船の拿捕および処分に関して貴下がUN海軍から受けた以前の指示は全部無効とする」と、1951年3月31日付の書簡で伝達していた日本漁船拿捕許可が取り消されていた。¹⁶そもそ

¹⁰同前 1327 頁。

¹¹『大韓民国史資料集 30 李承晩関係書翰資料集 3 (1951)』（国史編纂委員会 1996年9月）234頁（英語）。この要望書は1951年3月23日付対日講和条約米国草案に関するものと考えられる。この後、米国外交文書中の、5月9日という手書きの日付がある、「米国草案に対する韓国の公文に関するコメント」（英語）で、米国は韓国のマ・ライン存続の要求には応じない意志を示した（塚本孝「韓国の対日平和条約署名問題-日朝交渉、戦後補償問題に関連して-」（『レファレンス』494 国立国会図書館調査立法調査局 1993年3月 東京）97～98頁）。

¹²Foreign Relations of the United States 1951, Volume VI, p1183, p1206.

¹³ibid, p1184.

¹⁴前掲註(4)「韓国の漁業保護政策：平和線宣布 1949-52」1307～1308頁。

¹⁵同前 1305～1306頁。

¹⁶同前 1280～1281頁。

も、総司令部は1950年1月19日に「公海における日本の漁労活動は総司令部の命令によってのみ管理される」として韓国の日本漁船拿捕禁止と漁船及び乗組員の返還を求める覚書を駐日韓国代表部に送っていた。¹⁷韓国は、マ・ライン問題に関して、総司令部と連携して日本を封じ込めようとしたが、在朝鮮米軍政庁や総司令部に拒絶された。日本漁船の操業許可区域拡大を日本の朝鮮半島再侵略とみなして阻止しようとする韓国の主張は認められず、したがって、マ・ライン問題を安全保障問題として提起することを韓国は断念せざるをえなかったのである。

2 「漁業管轄水域」から「漁業保護水域」へ

韓国は連合国の一員ではなかったため、1951年9月8日にサンフランシスコで署名された対日講和条約の署名国にはならなかった。ただし、対日講和条約第21条で、日本は連合国との漁業条約締結のために「速やかに交渉を開始する」という同条約第9条の「利益を受ける権利を有する」ことになった。そこで、前述した対日漁業協定準備委員会の提案のうち第三段階の漁業協定締結の準備を韓国がどのように行ったかを検討したい。

対日漁業協定準備委員会による1951年4月12日作成の「対日漁業政策に関する件」中の「韓日漁業協定案（第三段階）」には「二、マック線は現在の通りに存続すること」とあった。しかし、公海上に日本漁船の操業禁止区域を設けることは困難であることに気づいた駐日韓国代表部は、金龍周韓国駐日代表部公使が卞榮泰外務部長官に送った同年5月10日付の「我国沿海漁業保護政策に関する稟議と仰請の件」で、新に「漁業管轄権」を提案した。領海を越えて「沿岸から一定範囲内においてその領海国家と関係国の国際調整下に漁業保護を目的とした管轄権を行使できる」というのである。¹⁸

1951年6月18日、金勲商工部長官は卞榮泰外務部長官に「我国沿岸漁業保護政策に関する件」を送付した。この文書で提案された「領海外の保護管轄権設定区域」（以下、「漁業管轄水域」と略記-藤井補註-）は朝鮮総督府の定めたトロール漁業禁止区域を拡大させて「済州島西方水域」を加えたものであった。「該水域が本邦沿岸に産卵回遊するもっとも主要な魚族の大部分が集団越冬する場所なので我が国沿岸の重要回遊魚族の消長と直接関係があること。そのため沿岸漁民の生産維持上至大な影響があるので該水域を我が国で保護せねばならないこと。もし該越冬水域で日本漁船の操業が許容されれば漁労能力が高度に発展して膨大な隻数を持っているため短時日に資源が枯渇して本土の西南海岸の漁業は滅亡する」とその理由が述べられていた。¹⁹建国以来韓国は「遠洋漁業」すなわち動力船を使用した漁業の振興をめざしたが、当時の韓国「遠洋漁業」は日本に比べてきわめて貧弱であった。そこで韓国政府商工部は「遠洋漁業」の好漁場から日本漁船を排除する「漁業管轄水域」を公海上に設定しようとした。しかし、公海上に日本漁船の操業禁止区域を設けることは「公海自由の原則」によって困難であった。韓国政府は苦慮した末に「漁業

¹⁷米国国立公文書館（RG331）SCAP TOKYO JAPAN → EMBASSY SEOUL KOREA 19 JAN 50 (Korean Seizures July 1946-Sept. 1951)。

¹⁸韓国側公開文書「韓国の漁業保護政策：平和線宣布 1949-52」1357頁。

¹⁹同前 1375～1376頁。なお、韓国側公開文書「韓国の漁業保護政策：平和線宣布 1949-52」の「領海外の保護管轄権設定区域」（1387頁）と池鐵根『平和線』（汎友社 1979年8月 刊行場所不明 韓国語）にある「漁業管轄水域」（118頁）の経緯度表示には違いがある。

管轄水域」設定の目的を、沿岸漁業の対象魚種の「産卵回遊」や「集団越冬」を口実に、沿岸漁民保護であると強弁したのである。²⁰

1951年8月25日、「対日漁業問題に関する会議」が外務部・商工部・海軍・法務部の代表者によって開かれた。韓国側公開文書ではこの会議の決定事項を次のように記している。²¹まず米国政府がマ・ライン存続の条項を対日講和条約に含ませるという韓国の要求を拒否した米国の決定を遺憾とし、「(対日講和-藤井補註-) 条約が発効する時から(マ・ラインが-藤井補註-) 消滅するのは事実だ。よって本会議では、それを前提とする韓国領海に隣接する公海の漁場を保護するために保護管理水域または保護管轄水域を宣布する、同時に日本と漁業協定締結を締結する段階に入る」。そして、この水域は「現在のマッカーサー線より若干拡張されるので外務部と法務部で国際事情を把握して時機を逸することのない適切な宣布の手続きを踏むよう」にする。また、この水域の「宣布を対日講和条約締結前に行い、韓日間の漁業協定は対日講和条約発効前に交渉の段階に入る」。韓国は自らが設定した「保護管理水域または保護管轄水域」を前提とした日本との漁業交渉を行おうとしていたことがわかる。既成事実を一方的に積み上げて、それを前提に日本と交渉を行おうとする韓国の手法であった。

「対日漁業問題に関する会議録」に収められた文書には興味深いものが多い。「マッカーサーライン」という項目では、「1951年4月19日に司令部外交局から『マッカーサーライン』は領海と公海とを分割する国際的線ではなく、韓日間に設定された漁業境界線でもないことが言明」されたとある。²²これは、マ・ライン越境を根拠に日本漁船拿捕を繰り返し、マ・ラインより韓国側の水域を「韓国漁業水域」と表現した²³韓国の主張を総司令部が否定したことを意味する。これに対して韓国政府は、「対日漁業問題に関する会議録」中の「マッカーサーラインに対する韓国政府の意見」という項目で次のように述べ、マ・ライン存続を含む漁業協定締結を希望した。²⁴

1. マッカーサーラインは一つの既得権である。

連合国軍司令部のマッカーサーライン設置によって反射的に韓国の利益を対日講和条約が締結される時まで6年間も保有する行為は既得権である。

2. マッカーサーラインの設定は一方的(片務的)行為である。

対日行政管理上の必要によって設置したマッカーサーラインは連合国軍司令部の一方的(片務的)行政措置であり、これを対日講和条約第4条(b)項で認定された米軍政当局の韓国内の敵産財産に関する一方的(片務的)処理の合法性と比較考察する時、やはりこれを有効と認定させねばならない。

²⁰建国後の韓国の漁業政策については拙稿「李承晩ライン宣布への過程に関する研究」(『朝鮮学報』185 朝鮮学会 2002年10月 天理) 参照。韓国が日本漁船を排除しようとした漁場はソコトラロックを中心とする東シナ海中央部から黄海にかけての底曳網漁業の好漁場であり、日韓会談における漁業交渉の最終段階までこの漁場に固執した(拙稿「韓国の海洋認識-李承晩ライン問題を中心に-」(『韓国研究センター年報』11 九州大学韓国研究センター 2011年3月 福岡))。

²¹韓国側公開文書「韓国の漁業保護政策：平和線宣布 1949-52」1423~1427頁。

²²同前 1405~1406頁。

²³「大韓民国政府樹立后拿捕された『マック』線侵犯日本船舶の船長自認書」(米国立公文書館(RG331) GHQ/SCAP Records, Fisheries, Seizures of Japanese Fishing Vessels Dec. 1949-Oct. 1950)。

²⁴韓国側公開文書「韓国の漁業保護政策：平和線宣布 1949-52」1420~1421頁。

3. 日本人は不当利得を行う。

韓国沿岸の黄海および東南支那海隣接水域で産卵養魚または保漁する魚族が越冬して（いる-藤井補註-）マッカーサーラインに近接する東南支那海または済州島西南海で、日本人漁船が操業して漁労するので不当な利得を行うと考える。

上記中1の項目は総司令部が重ねて否定したものであり、また3の項目は「公海自由」の原則がある以上、韓国の主張にはおよそ説得力はなかった。2の項目にある「米軍政当局の韓国内の敵産財産に関する一方的（片務的）処理」とは、日本および日本人が朝鮮半島に残した公有財産および私有財産を1945年12月6日付の「在朝鮮美国陸軍司令部軍政庁法令第33号」により在朝鮮米軍政庁が取得し、その後1948年9月11日に締結された「米韓財政及び財産に関する協定」の第5条によって「帰属財産」として韓国政府に委譲したことをさす。この措置とマ・ラインは、韓国政府とは関係ない「一方的（片務的）処理」であった点で共通するのでマ・ラインを存続させよと韓国は主張したのである。この韓国の主張は牽強付会の域を超えて理解しがたいものであるが、韓国政府が状況をどのように認識していたかを知る上では興味深い。

梁裕燦駐米韓国大使は1951年7月19日および8月2日付書簡で、朝鮮半島に残した日本政府および日本国民の財産を日本が放棄すること、日韓漁業協定が締結されるまでマ・ラインが存続することを米国に求めた。これに対して米国は、同年8月10日付でラスク國務次官補から梁裕燦に送られたいわゆる「ラスク書簡」でマ・ライン存続の要求は拒否したが、在朝鮮日本財産については韓国の要求に肯定的であり、日本は「合衆国軍政府により、又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する」という条文を対日講和条約に追加すると回答した。²⁵請求権問題で韓国の主張を米国が受け入れた以上、同時に要求した漁業問題でも米国には韓国の主張を受け入れる余地が残されていると韓国政府は考えていたに違いない。

1951年9月7日に第98回臨時國務會議が招集された。同會議では「この水域内では大韓民国の決定によってのみその保護策が施行され、一切の外国漁船のこの水域内での漁業従事を禁止する」²⁶という「漁業保護水域」の設定が可決され、翌日李承晩大統領に上申された。これが同年9月8日のサンフランシスコでの対日講和条約調印に対応したものであることは、外務部が作成したと考えられる1951年9月4日付の「漁業保護区域宣布に関する件」に「9月8日以前に（桑港対日媾和會議における調印日）次のように我が国沿岸に漁業区域を劃定宣布して（略-藤井-）将来対日漁業協定締結交渉時にこの線が既定事実だと主張する根拠を作ること」²⁷とあることからわかる。1951年9月8日付の「漁業保護水域宣布の件」では、「漁業保護水域」について、「我が国はすでにマック線の恵沢を受けているが、マック線は我が国および連合国と日本との間の線であり、本漁業保護水域宣布で劃定された線は我が国と日本およびその他外国の間に設置された線である」と、マ・ライン同様の日本漁船の操業限界線を韓国が設けることを当然とする説明が加えられてい

²⁵米国立公文書館（RG59）, Lot54 D423 JAPANESE PEACE TREATY FILES OF JOHN FOSTER DULLES. Box 8. Korea.

²⁶韓国側公開文書「韓国の漁業保護政策：平和線宣布 1949-52」1491頁。

²⁷同前 1448頁。

た。²⁸マ・ラインに韓国は関与できないこと、よってマ・ラインは韓国の既得権益ではないとする総司令部の度重なる説得を、韓国は受け入れていなかった。

李承晩大統領が裁可しなかったためこの「漁業保護水域」の設定は行われなかった。当時外務部政務局長であった金東祚は、当時韓国はマ・ライン存続を米国に要請しており、「漁業保護水域」の宣言でマ・ラインが消滅することは時期尚早だったとその理由を説明している。²⁹1951年8月10日の「ラスク書簡」で米国は、マ・ライン存続を対日講和条約に明記することは拒否したものの、講和条約発効までマ・ラインが存続すること、そして同じく講和条約発効までに日本と漁業交渉を行う機会が与えられていると回答して韓国の要求に若干の理解を示していた。そのため、韓国は「漁業保護水域」設定作業の一方で、日本との漁業交渉の結果マ・ラインが存続されることに望みをつないでいたのである。幾度となく米国に要求を拒否されながら、マ・ライン存続を決して諦めようとはしない韓国の対日姿勢は驚くべきものがある。

ところで、池鐵根商工部水産局漁労課長は、竹島を含ませたため、「漁業管轄水域」よりも「漁業保護水域」は日本海で大きく水域が拡大されたと述べている。³⁰ところが、「漁業保護水域」に竹島を新たに含ませたことへの言及を韓国側公開文書に見出すことはできない。1951年7月19日付書簡で、対日講和条約に関して、竹島を韓国に含めるという条文修正要求を韓国は米国に対して行った。しかし8月10日付「ラスク書簡」で米国は、竹島は「かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われない」と韓国に告げ、韓国の要求を拒否した。³¹このような米国の明確な意思表示にさからって、韓国は「漁業保護水域」に竹島を含ませた。そのための論議が韓国政府内部で行われなかったとは考えにくい。李承晩ライン宣言に至る過程で行われた竹島問題に関する論議の記録を、韓国政府が意図的に非公開にしている可能性は高い。

3 日韓会談予備会談と李承晩ライン宣言

李承晩ライン宣言は1952年2月15日にはじまる第一次日韓会談の約一ヶ月前に行われた。1951年10月20日にはじまる日韓会談予備会談の結果、韓国政府は最終的に宣言を決断したと考えられる。本節では予備会談と李承晩ライン宣言の関係について検討したい。

李承晩ライン宣言について、韓国政府は1953年10月14日の第三次日韓会談第2回漁業部会で、その正当性を次のように主張した。³²

²⁸同前 1486 頁。

²⁹金東祚『回想三〇年 韓日会談』（中央日報社 1986年11月 ソウル 韓国語）18頁。

³⁰前掲註(19)『平和線』120～122頁。同書では「漁業保護水域」を「卞榮泰追加案」と表記している（卞榮泰は当時の外務部長官（任 1951年4月～1955年7月）が、その経緯度表記と韓国側公開文書の「漁業保護水域」の経緯度表示（前掲註(4)「韓国の漁業保護政策：平和線宣布 1949-52」1491～1493頁）とは差異がある。また、外務部文書局文書課編『大韓民国外交年表附主要文献』（1962年12月）中の「漁業保護水域宣布に関する件」（韓国語）の経緯度表示（196～198頁）は竹島を含んでおらず、誤りである。

³¹塚本孝「サンフランシスコ条約と竹島-米外交文書集より-」（『レファレンス』389 1983年6月 東京）および同「平和条約と竹島（再論）」（『レファレンス』518 1994年3月）。

³²韓国側公開文書「第3次韓・日会談(1953. 10. 6-10. 21)漁業委員会 会議録, 1-2次, 1953. 10. 8-14」（韓国語）1346～1347頁。

韓国は韓日間の漁業問題を速やかに解決する熱意を有するが故に、サンフランシスコ対日平和条約が締結されて間もない1951年10月に漁業問題の討議を日本に提議した。にもかかわらずこれに対して日本側は、講和条約発効でマッカーサー線が撤廃されるので日本は韓国沿岸の我が国が保有してきた漁場で自由に操業できると予想して漁業問題の討議について熱意を示さなかった。また韓国側は講和条約第9条と第21条によって日本が我が国の漁業会議開催の提議に応じる義務があるので、我が国は貴国と漁業問題に関する討議を行うことを熱望したにもかかわらず、日本側は漁業会談の準備ができていない等の理由でこれに応じなかった。韓日間の漁業問題解決までは尊重するのが当然なマッカーサー線を無視して数度にわたって侵入し、日本側の誠意を疑わせたのである。したがって我が国政府はやむを得ず、1952年1月に「李ライン」を宣布した。

韓国側の主張は、李承晩ライン宣言の直接的責任は、日韓会談予備会談における日本側の漁業交渉開始への消極的な姿勢にある、というものである。この主張は、公式的には、1953年10月13日の第三次日韓会談第2回本会議ではじめて行われ、³³その後韓国政府の公式見解となった。³⁴日本にとって韓国のこのような主張は不可解なものであった。外務省に在職して日韓会談の記録を整理した森田芳夫は、「韓国側は、李ラインの宣布は、日本側が漁業交渉開始に応じなかったことを理由にしているが、日韓間では、(略-藤井-)11月28日の会合で2月から漁業交渉を行うことに合意を見ていた」と、普段の冷静な筆致には珍しく、韓国の主張に不満を表明している。³⁵

日韓会談予備会談は「当初は主として『在日韓人の法的地位』を議題とし、その後船舶問題も議題となり、これに平行して『日韓間に存在する一切の懸案に関する両国交渉のための議題の作成と交渉方法の研究』に関する会議が行われて、全面的な会議に発展する素地が作られ」た。³⁶韓国側公開文書によれば、韓国側が本会談での議題の討議を提議したのは1951年10月30日の予備会談第5回本会議であり、日本側は1951年11月8日の予備会談第6回本会議で漁業問題を本会議の議題とすることを提案した。³⁷その後1951年11

³³外務部政務局『外交問題叢書第9号 韓日会談略記』(1955年3月)150~151頁 韓国語。ただし、日韓会談に関する日本側公開文書中の1952年2月28日付「国籍処遇委員会関係者の会食における先方委員談」には、「若し昨秋漁業会談が行われたとすれば、李ライン宣言は行われなかったのではないか」という日本側の質問に、韓国側代表の金東祚は「その通りである」と答えたとある。李承晩ライン宣言の責任を日本に転嫁する韓国の主張は、非公式的には宣言直後から行われていた。

³⁴外務部政務局『外交問題叢書第1号 平和線の理論』(1957年)60頁 韓国語。外務部『外務行政の十年』(1959年5月)159頁 韓国語。

³⁵森田芳夫「日韓関係」(鹿島平和研究所編『日本外交史 28 講和後の外交 (I) 対列国関係 (上)』(鹿島研究所出版会 1973年 東京)42~43頁。同書では、兪鎮午・劉彰順「対談・交渉十年、会談六回の内幕—二人の前代表が語る韓日会談の全貌」(『思想界』133 思想界社 1964年4月 ソウル 33頁 韓国語)と元容奭『韓日会談十四年』(三和出版社 1965年6月 ソウル 81~85頁 韓国語)が引用されているが、李承晩ライン宣言の直接的責任を日本側に求める主張は日韓会談の他の韓国側関係者が残した次の回想録でも見ることができる。前掲註(29)『回想三〇年 韓日会談』22頁、35頁、林炳稷『林炳稷回顧録-韓国外交の裏面史-』(女苑社 1964年9月 ソウル)501頁 韓国語。

³⁶「日韓会談に横たわるもの-会談決裂までの経緯をたどる-」(『世界週報』34-32 時事通信社 1953年11月11日 東京)16頁。この記事と韓国側公開文書との内容の整合性は高い。

³⁷韓国側公開文書「韓日会談 予備会談(1953.10.20-12.4)本会議 会議録,第1-10次,1951」(韓国

月 22 日の予備会談第 8 回本会議で日本側は、「漁業に関する日本の専門家数が不足して明年 2 月に韓国と交渉開始できるか疑問である」と述べた。³⁸さらに日本側は、予備会談第 8 回本会議で韓国のマ・ライン存続要求を次のように拒否した。³⁹

梁（裕燦-藤井補註-）大使が、「ところでマッカーサー線を延長施行すればよいのではないか」と確認すると、日本側は米加日漁業協定を見本にしてもマッカーサーラインを是認する結果は出ないということと、暫定的な措置として協定することができるという答弁があった。韓国側から、それならば日本政府上層部と連絡して平和条約発効時まで条約ができないときは、現在 SCAP（総司令部-筆者補註-）が制定した一切の措置、例えば通商・海運協定、マックライン等はそのまま延長施行するという根本方針を回答してほしいと要請した。日本側では、明年二月になれば漁業に関しては条約がなくとも国際法の原則が適用され、公海自由の原則に従って研究する問題で、二月に回答するということであった。

このような日本の態度に対する韓国側の不満は総司令部が残した文書に残されている。次は、予備会談の韓国側代表であった梁裕燦駐米韓国大使とアリソン国務次官補との 1951 年 12 月 19 日付会談記録である。⁴⁰

漁業問題に関して、梁裕燦大使は、日本代表団の態度はずっと逃げ腰だったと感じている。彼らは、公式の漁業合意に達するまでマッカーサーラインを実効性のあるものにしたという韓国側の要求を拒絶した。優先されねばならない、他の多くの国との漁業交渉に時間をとられていること。漁業専門家たちはそれらの交渉に拘束されており、韓国との問題を討議する時間はないこと。これらを日本は主張し続けた。

日本側が漁業交渉を意図的に先延ばしにしたためマ・ラインが撤廃される平和条約発効を韓国は無協定状態で迎えることになる。しかも、韓国のマ・ライン継続の要求が拒否されたため日本漁船の自由な操業が可能になる。韓国側の焦燥感はこのようなものであった。

韓国を苛立たせた、韓国との漁業交渉に関する日本の対応は次のような論理に基づいていた。まず、公海漁業に関する条約締結についての日本の原則は、相手国の漁業資源保存措置の状況に応じて漁業条約の内容を決定するというものであった。この原則は 1951 年 2 月 7 日の「吉田・ダレス書簡」で打ち出され、日米加漁業交渉（1951 年 11 月 5 日～同年 12 月 14 日）で確立された。日本が米加との交渉、さらにはインドネシアとの漁業交渉（1951 年 12 月 18 日～1952 年 1 月 18 日）を韓国との交渉よりも優先させた理由については、1952 年 1 月 23 日の衆議院水産委員会における与党自由党の鈴木善幸委員の次の発言で明らかである。「資源保存に対して具体的な措置を講じておりますアメリカ並びにカナダと」、「ほとんど資源に対して何らの措置も講じていないインドネシアと」、「両極端の要件を備えて

語) 154・180～181 頁。

³⁸同前 208 頁。

³⁹同前 211～212 頁。

⁴⁰米国国立公文書館 (RG331) GHQ/SCAP Records, “Korean-Japanese Treaty Negotiation and Questions Relating to Armistice Talks” (Dec 19 1951 1950-52:320 JAPAN-KOREA, 1951-1952)

おります条約がまず締結されるということは、爾後の各国との条約はその二つの極端にありますところの諸条件を持ってその中に全部入っていく。「そういう意味でインドネシアとの漁業条約というものは、今後の漁業条約の締結の上に非常に重要な問題であります」。日本は、二つの漁業交渉により、漁業資源保存措置の状況に応じて相手国の隣接公海における日本漁船の操業状況を決定するという原則を確立させ、その上で韓国との漁業交渉に臨もうとしたのであった。

これに対して韓国はあくまでもマ・ライン継続を前提として日韓会談予備会談に臨もうとしていた。前述の、韓国側公開文書にある作成年月日不明の「韓日水産協定案」第二条には、「現存のマッカーサー線中大韓民国東南海界側を通る部分は大韓民国の漁業秩序が合理的に安定する時まで存続する」とあった。「対日漁業協定準備委員会」による 1951 年 4 月 12 日付の「韓日漁業協定(案)」にも、「二、マッカーサー線は現在通り継続する」と記されていた。しかし、マ・ライン継続を求めた 1951 年 7～8 月に行われた韓国の対米要求は米国に拒否された。そこで、1951 年 9 月 7 日の第 98 回臨時国务會議で決定され李承晩大統領に上申された「漁業保護水域宣布に関する件」の添付資料である「漁業問題に関する対策根拠要点」中の「韓日漁業協定に関する基本政策に関する要綱」という文書では、「韓日漁業協定において我が国が要求すること(段階的に)」が次のように列挙された。⁴¹

- ① マッカーサー線は存続させ日本漁船だけは絶対にこの線を侵犯できないようにすること。
- ② ①の要求が不成立のときはマッカーサー線を存続させ日本漁船だけでなく韓国漁船も相互侵犯しないようにすること。
- ③ ②の要求が不成立のときには我が国が漁業保護水域を宣布してこれを日本が承認すること。
- ④ ③の要求が不成立時には相互間の漁業保護水域を宣布してこれを相互に承認すること。

日韓漁業協定にマ・ライン存続の条項を含ませる、それが不可能ならば日本漁船の操業を禁じる「漁業保護水域」を設定する。これが日韓会談予備会談に臨む韓国政府の意志であった。

李承晩ライン宣言の直接的要因を日本の対韓姿勢に求める韓国側主張に対する森田芳夫の不満は、次のようなものであったであろう。第一次日韓会談での漁業交渉は 1952 年 2 月 20 日から 4 月 21 日まで 15 回にわたって行われたではないか。その期間は、サンフランシスコ講和条約で義務づけられた連合国との漁業条約締結交渉のモデルケースとして日本が取り組んだ日米加漁業交渉に要した期間よりも長かったではないか。しかし、韓国が考える日韓漁業条約とは韓国が関心を持つ水域—それは東シナ海・黄海の底曳網漁業の好漁場を中心とする公海にあった—での日本漁船の操業を阻止するものでなければならなかった。したがって、翌年 2 月からの漁業交渉開始の条件が整わない可能性を日本側が示した 1951 年 11 月 22 日の予備会談第 8 回本會議で韓国は、「もし日本側が 2 月に漁業交渉の準備が

⁴¹韓国側公開文書「韓国の漁業保護政策：平和線宣布 1949-52」1476～1484 頁。

できていなかったならば暫定的措置としてマッカーサーラインを継続することを強く主張した」のであった。⁴²このような韓国の姿勢を見れば、韓国にとっての日韓漁業交渉は予備会談でマ・ライン継続を日本に要求した時点ですでに始まっていたと考えることができる。公海自由の原則に立ちながら、科学的調査に基づいた資源保存措置の状況に応じて相手国隣接公海での自国漁船の操業を規制するという日本の漁業交渉の原則―それは当時の海洋法に基づくものであったが一との差はきわめて大きかった。よって、たとえ日韓間で早期に漁業交渉を開始していたとしても妥結したとは思われない。日本側が漁業交渉開始に消極的であったため韓国は李承晩ライン宣言をせざるをえなかったという韓国側主張は、誤りである。

翌年2月の漁業交渉開始を正式に決定した日韓会談予備会談第9回本会議の翌日、すなわち1951年11月29日に韓国政府は李承晩ライン宣言の最終的な準備を開始した。⁴³一見矛盾するように見えるこの行動も、対日漁業交渉・日韓漁業協定に対する韓国政府なりの論理に基づいてとったものであった。しかし、その論理は「公海自由」を原則とする当時の海洋法を逸脱しており、日本との激しい対立を招いたのであった。

李承晩ライン宣言の直接的要因を日韓会談予備会談における日本の消極的な対韓姿勢に求める韓国の主張については、検討せねばならないことがもう一つある。それは韓国政府の公式文書にある次のような主張である。⁴⁴

韓日会談は檀紀4284（西暦1951-藤井補註-）年10月20日から日本東京でSCAP側のオブザーバー出席下で開催されたが、日本側は回避的態度で一貫して、口を開けば「準備ができていない」式の遅延戦術を使った。日本はSCAP管轄下で韓国側と会談することを避け、日本が主権を完全に回復した後に有利な立場で韓国側と会談しようとしたためだった。-藤井補註- このような日本の不遜な態度に不満を持った外務部は平和線宣布の緊急性を痛感（した。-藤井補註-）

すなわち、日本は1952年4月28日の対日講和条約発効により、主権回復した後の有利な立場で韓国との漁業交渉を行おうとした。よって日韓会談予備会談で日本は韓国との漁業交渉開始に即座に入ろうとしない「遅延戦術」とったという韓国の主張である。しかし、これも事実と反する。日本海洋漁業協議会編『日米加漁業条約の解説』（内外水産研究所1952年12月東京）によれば、「連合軍最高司令部外交部は、特に昭和26年11月5日付日本政府あての覚書で、この条約の交渉と締結に当って、日本政府の地位に関し誤解のないようにするため、日本代表は、北太平洋漁業の国際条約の交渉と締結を、『日本政府がカナダ並びに合衆国政府と特にこれがために同等の主権を有する基礎において行う』ことを確認した旨を指示するところがあった。これにより、会議は終戦後日本政府が完全な主

⁴²米国国立公文書館（RG331）GHQ/SCAP Records, SCAP TOKYO JAPAN→DEPT OF STATE WASH DC 23 Nov 51 “Korean-Japanese Treaty Negotiation and Questions Relating to Armistice Talks” (Dec 19 1951 1950-52:320 JAPAN-KOREA, 1951-1952) この後に「日本側はおそらく2月には漁業交渉の準備はできているであろう。しかし、日米加漁業交渉とインドネシアとの漁業交渉が進捗していないならば積極的に交渉に関与しないであろう」という総司令部によるコメントが続いており、日本の方針がよくわかる。

⁴³前掲註(34)『外交問題叢書第一号 平和線の理論』60～61頁。

⁴⁴同前 60頁。

権国の立場で、且つ主催国として招集することの許された最初の国際会議としての榮譽を担うことになった」(37～38頁)。

つまり、すでに日本は日米加漁業交渉において特別に主権を回復して会議に臨んでいた。このような事実がある以上、韓国との漁業交渉において主権回復していたか否かを日本が考慮する必要があったとは思われない。韓国の主張は、日韓会談予備会談において、主観的には連合国の一員として占領下の日本に対しようとした意識の現れであった。韓国側代表の一人であった葛弘基は、予備会談に関する韓国政府の訓令には「この会談において韓国側は事実上『連合国』の一員の姿勢で臨むこと」とあったと述べている⁴⁵など、韓国側代表は連合国の一員として敗戦国の日本に臨んでいたのである。⁴⁶韓国側代表にとって日韓会談予備会談は講和会議であり、日本は敗戦国の地位から脱却して韓国と対等な地位で交渉を行いたいと切望しているに違いないという思いこみがあった。

ところで、李承晩ライン宣言については、「日本を反共の防波堤として育成しようとしていた米国は、韓国側の対日賠償請求を押さえ込もうとしていた。李承晩ラインは、そうした状況をふまえ、韓国側が国交正常化交渉を有利に進めるため、新たな交渉材料として作り出されたものであったというのが、その本質である」⁴⁷という説明がなされることがある。確かに、1951年9月8日に李承晩大統領に上申された「漁業保護水域宣布に関する件」には「日本と漁業協定を締結するときに我が国の立場が有利になるようにすること」とねらいが記されていた。しかし、日韓会談の他の懸案、特に請求権問題を韓国側に有利に進めるための手段にまで拡大して李承晩ライン宣言の目的を説明することには、筆者(藤井)は疑問を覚えずにはいられない。確実な根拠が示されていないからである。⁴⁸この説

⁴⁵前掲註(35)『林炳稷回顧録-近代韓国外交裏面史-』496頁。

⁴⁶兪鎮午『韓日会談-第一次会談を回顧しながら-』(外務部外交安保研究院 1993年3月 韓国語) 67～68頁。前掲註(19)『平和線』240～241頁。駐日韓国代表部参事官であった柳泰夏は、「当時は率直に言って、我が韓国が彼ら(日本-藤井補註-)よりも優位にあって彼らは敗亡した国家として我々の下にあるという感じで、我々は優越感を持って彼らは劣等感を持って…、事実当時の日本の政治はマッカーサー司令部でしていました。(日韓会談予備会談の時も-藤井補註-) マッカーサー司令部と話をし、日本から代表団は出てきたけれども彼らはオブザーバーのような感じ」であったと述べている(「李ラインと韓日会談」(『権五琦政界秘話対談 現代史の主役たちが語る政治証言』東亜日報社 1986年11月 ソウル) 341頁 韓国語)。このような韓国の対日姿勢の背景として、サンフランシスコ平和会議において米国全権ダレスが「条約は多くの点で朝鮮を連合国のように扱っている」と演説で述べた(西村熊雄『日本外交史 27 サンフランシスコ平和条約』鹿島研究所出版会 1971年11月 東京 212～213頁) ことなど、米国の韓国への配慮を韓国が拡大解釈したことがあった。

⁴⁷内藤陽介『竹島切手』発行を許した日本外交の不作為(『中央公論』1438 中央公論社 2004年3月 東京) 82頁。

⁴⁸李鐘元「韓日会談とアメリカ-『不介入政策』の成立を中心に-」(『国際政治』日本国際政治学会 105 1994年1月 東京) 中の韓国政府が李承晩ライン宣言を決断した理由に関する記述「アメリカの支援という交渉手段を期待できなくなった李承晩政権が、二月に予定された本会談をにらんでとった措置であることは明らかであった」(167頁)は推測である。李元徳『日本の戦後処理外交の一研究-日韓国交正常化交渉(1951～65)を中心に-』(東京大学大学院総合文化研究科博士学位論文 1994年。韓国語版は『韓日過去史処理の原点-日本の戦後処理外交と韓日会談-』(ソウル大学出版部 1996年11月))では「韓日会談を推進しても利益がないだけでなく、どこまでも日本が主導権を握って韓日会談に臨もうとする思惑が明らかなので、我々がこれに対応するカード」として李承晩ライン宣言が必要だったという前掲註(29)『回想三〇年 韓日会談』の記述(35頁)が根拠として引用されている(35頁 韓国語版では48頁)。しかし、この「韓日会談」とは、文脈から判断すれば漁業交渉のことである。『回想三〇年 韓日会談』の日本語訳である『韓日の和解-日韓交渉十四年の記録-』(サイマル出版会 1993年10月 東京)では、この交渉が漁業交渉であるとわざわざ付け加えているのである(39頁)。なお、李元徳は『日本の戦後処理外交の一研究』で「第

明は、1957年12月31日の合意で被抑留日本人漁船員釈放とひきかえに在韓日本人財産への請求権を日本政府に放棄させるなど、李承晩ライン問題を利用した韓国の「人質外交」⁴⁹が後に成果を納めたことに影響されすぎているように思われる。韓国側公開文書には、漁業問題以外の日韓間の問題をも視野に入れた李承晩ライン宣言のねらいを示す資料は見あたらない。筆者の疑問は解消されていないのである。

4 「海洋主権線」から「平和線」へ

1952年1月18日の李承晩ライン宣言に対して、日本政府以外にも米国政府と中華民国（台湾）政府そして英国政府が韓国政府に抗議文を送付していたことは関係者の回顧録等で知られていた。⁵⁰米中英は「いつでも最大限の権益を確保できる」「強大国」であり、三国の抗議は韓国のような「弱小国家」の立場を理解しようとしないう「無事安逸主義的な思考方式」ではないかという不満を抱きながらも、「友邦海洋国家」であるこれらの国々の主張に韓国は対応せざるを得なかった。⁵¹韓国側公開文書にはその経過が収録されている。

韓国側公開文書にある「平和線問題関連事項年表」（英文）⁵²によれば、李承晩ライン宣言に対する諸外国の抗議とそれに対する韓国政府の反論の経過は次の通りである。

- ①1952年1月28日、日本外務省は口上書で宣言に反駁した。
- ②1952年2月11日、駐韓米国大使は書簡と添付覚書で宣言の合法性を論駁した。
- ③1952年2月12日、駐日韓国代表部は1952年1月28日付口上書に関する見解を日本外務省に送達した。
- ④1952年2月13日、外務部長官は、1952年2月11日付駐米韓国大使の書簡への返答書簡において宣言への弁明を行った。

一次会談で日本側が逆請求権を主張した直後や第三次会談で久保田発言が出された以後において、李政権の平和ラインでの日本漁船の拿捕、漁民の抑留措置が頻繁にとられた」としている(35頁 韓国語版では49頁)。しかし『日韓漁業対策運動史』(日韓漁業協議会 1968年2月 東京)巻末の「日韓漁業対策関係年表」でわかるように、この記述は全くの誤りである。日本側が在韓日本人財産への請求権を主張した第一次日韓会談第5回請求権委員会の開催は1952年3月6日のことであるが、その直後に韓国による日本漁船拿捕は起こってはいない。1953年10月の第三次日韓会談は韓国による日本漁船拿捕が激化したため日本の要請で開催されたのであり、李元徳の記述は事実関係が逆である。資料に基づかない憶測による記述は同書の価値を著しく貶めている。これらの他、下條正男は「サンフランシスコ講和条約が批准・発効するまで(諸懸案が未解決のまま-藤井補註-)持ち越されれば、それ以後は日本の態度が強化され、容易に懸案の解決に応ずることはないので、平和条約が批准される前、即ち日本がまだ進駐軍の統治下にある間に決着をつけることが、われわれにとって有利だとふんだ」という兪鎮午の記述(「韓日会談が開かれるまで-前韓国首席代表が明かす14年前の曲折-」(上)(下)『思想界』156・157 1966年2月・3月)(下)89頁(韓国語))を李承晩ライン宣言の理由としている(『竹島は日韓どちらのものか』文春新書 2004年4月 東京 140~141頁)。しかし、原文を読めばわかるように、兪鎮午は引用部分を韓国が日韓会談開催を要求した理由としているのであって、李承晩ライン宣言の理由としているのではない。

⁴⁹前掲註(29)『回想三〇年 韓日会談』で金東祚が使用した用語。金東祚は1951年に外務部政務局長、1957年に外務部次官、1973年に外務部長官を歴任した。日韓会談では、一次会談の代表であり、予備・四次・七次会談に関与した。

⁵⁰前掲註(29)『回想三〇年 韓日会談』37頁、前掲註(35)『韓日会談十四年』85~86頁。

⁵¹前掲註(35)『韓日会談十四年』86~87頁。

⁵²韓国側公開文書「平和線宣布と関連する諸問題 1953-55」178~179頁。

- ⑤1952年6月11日、駐韓中華民国大使は書簡において、宣言に関する中華民国の権利と利益を保持するとした。
- ⑥1952年6月26日、韓国外務部次官は、1952年6月11日付駐韓中華民国大使の書簡への返答において、中華民国政府が何らの懸念を感じる必要がないという韓国政府の意志を中華民国政府に伝えた。
- ⑦1953年1月12日、駐韓英国公使は、韓国外務部次官への書簡において英国政府は宣言が作成された根拠が正当なものとは認めないと述べた。
- ⑧1953年1月28日、韓国外務部長官代理は、1953年1月12日付英国公使の書簡への返答において韓国政府の宣言に関する姿勢を明確にした。

李承晩ラインの宣言文には、李承晩ライン水域への主権の主張と、同水域を韓国のみが管轄する「漁業保護水域」とする主張とが混在していた。⁵³ 広大な水域に主権を及ぼす非常

⁵³李承晩ライン宣言の宣言文は次の通りである。

国务院告示第14号

国务會議の議決をへて隣接海洋に対する主権に関して次のように宣言する。

大統領 李承晩

檀紀 4285 年 1 月 18 日

国务委員 国务総理 許政
署理

国务委員 外務部長官 卞榮泰

国务委員 国防部長官 李起鵬

国务委員 商工部長官 金勳

確定された国際的先例に依拠し、国家の福祉と防衛を永遠に保障せねばならないという要求により、

大韓民国大統領は次のように宣言する。

一、大韓民国政府は、国家の領土である韓半島および島嶼の海岸に隣接する大陸棚の上下に既知

また
は将来発見されるすべての自然資源、鉱物および水産物を、国家にもっとも有利に保護、保存および

利用するため、その深度の如何を問わず、隣接大陸棚に対する国家の主権を保存しまた行使する。

二、大韓民国政府は、国家の領土である韓半島および島嶼の海岸に隣接する海洋の上下および内に

存在するすべての自然資源および財富を、保有、保護、保存および利用するのに必要な左のように

限定
した延長海洋にわたって、その深度の如何にかかわらず隣接海洋に対する国家の主権を保持しまた行

使用する。特に、魚族のような減少する憂慮がある資源および財富が韓国 住民に損害もたらすよ

うに開
発されたり、または国家の損傷となるように減少あるいは枯渇しないため、水産業と漁業を政府

の監
督下に置く。

識を諸外国からの抗議によって気づいた韓国は、その弁明に苦心することになった。韓国側公開文書に一部収録されている 1952 年 1 月 27 日付声明⁵⁴で韓国は、「保護水域の宣言は公海への領海の拡張を意味しない。このことは宣言において、わが国が、公海における自由航行の諸権利を保証したことによって完全に裏付けされている。」と述べて、李承晩ライン宣言中の主権の主張を後退させた。「隣接海洋主権宣言に対して敷衍」と題された 1952 年 2 月 8 日付声明で韓国は、「隣接海洋の主権という語句表現が不正確であった故に誤解が生じた模様である。我々の一つの目的は他国の主権やその利益を損傷することなく海中資源や漁業を保護するため隣接海上に公平な分割線を設定して韓日両国間の平和と友誼を維持しようとするものである。」と述べた。⁵⁵韓国は李承晩ライン宣言にあった主権の主張の部分を自ら撤回したのである。

1952 年 1 月 28 日付日本外務省による駐日韓国代表部への口上書で、日本は、李承晩ライン宣言を「長年国際社会に確立されている海洋自由原則と相いれないのみならず平等の立場で公海漁業資源の開発および保護を達成しようとする国際協力の基本原則に逆行する」と批判した。⁵⁶これに対する同年 2 月 12 日付韓国外務部による日本政府への口上書⁵⁷では、主権の主張への言及はもはや見あたらない。韓国は、李承晩ライン宣言は「米国・メ

三、大韓民国政府は、ここに大韓民国政府の管轄権と支配権にある上述の海洋の上下および内に存在する自然資源および財富を監督しまた保護する水域を限定する左に明示した境界線を宣言しまた維持する。この境界線は将来究明される新しい発見、研究または権益の出現によって発生する新情勢に合わせて修正できることを合わせて宣言する。大韓民国の主権と保護下にある水域は、韓半島およびその付属島嶼の海岸と左の諸線を連結して組成される境界線間の海洋である。（略-藤井-）

四、隣接海洋に対する本主権の宣言は公海上の自由航行権を妨害しない。

〈出典：『官報』號外 檀紀 4285 年 1 月 18 日 大韓民國政府公報處（原文は韓国語）〉
宣言文の第 1 項と第 2 項前半までが、この宣言の対象となる水域に対する主権の宣言であり、第 2 項後半と第 3 項が同水域に対する漁業管轄権の主張である。

⁵⁴「李承晩宣言韓国政府筋声明」（『レファレンス』33（国立国会図書館調査立法考査局 1953 年 11 月 20 日）7～8 頁。『国際関係資料（一）李承晩ラインと朝鮮防衛水域』（参議院法制局 刊行年・刊行場所不明）にもこの声明は収録されている（35～36 頁）。韓国側公開文書「平和線宣布と関連する諸問題 1953-55」にはこの声明は収録されていないが、109 頁に、断片的ではあるが、この声明と同内容の文章がある。

⁵⁵『大統領 李承晩博士談話集』（大韓民国政府公報處 1953 年 12 月 刊行場所不明）150 頁 韓国語。同声明は前掲註(54)『レファレンス』33 に「李大統領、海洋主権に重ねて声明（昭和 27 年 2 月 9 日釜山 9 日発 K P 電話）」として日本文で掲載されている（8 頁）。

⁵⁶韓国側公開文書「平和線宣布と関連する諸問題 1953-55」115 頁（英文）。この口上書と同内容の「日本外務省情報文化局長談（昭和 27 年 1 月 25 日）」が前掲註(54)『レファレンス』33 に掲載されている（7 頁）が、竹島を李承晩ライン水域に含ませたことへの抗議の部分はない。

⁵⁷韓国側公開文書「平和線宣布と関連する諸問題 1953-55」116～118 頁（英文）。前掲註(54)『レファレンス』33 に「李承晩大統領宣言にたいしての日本政府からの抗議口上書にたいする韓国政府からの回答覚書（昭和 27 年 2 月 12 日付）」として同口上書の全文日本語訳が掲載されている（8～11 頁）。韓国側公開文書の口上書は要約であり、前掲註(54)『レファレンス』33 掲載のもの（日本文）はより詳細である。「日本は韓国水域の漁業を事実上独占し、韓国水産業界を萎縮させ、更に現在の韓国には近代化した漁船が殆どないという事実でも知悉し得る韓国水産業界を原始状態に放置した」と朝鮮総督府の漁業政策を非難し、「韓国が日本に併合された当時在韓国の日本人当局者達は所謂朝鮮総督令第 109 号をもって、韓国周辺に今般大韓民国政府が宣言した水域とほぼ一致した水域を宣言して、その水域においては『トロール』船漁獲の禁止を企図した事実のあることに対して注意すべきである」と述べて宣言の正当性を主張するなど具体的な記述が見られる。

キシコ・アルゼンチン・チリ・ペルー・コスタリカ・サウジアラビアなど、続々と行われた一方的な宣言と大まかには同様な性格のもの」と述べた。そして、「四十年間の日本の占領と独占の結果である今日見られる韓日間の漁業装備の不均衡への考慮」の必要性を指摘した上で、宣言は「両国の真の平和を確実にするための唯一の安全装置」と主張した。漁業問題を「歴史認識カード」によって有利に導こうとする韓国の姿勢が現れている。また、「平和線」という呼称はまだ使われていないが、李承晩ライン宣言の目的を日韓両国間の平和維持とする韓国の主張が登場したこともわかる。

1952年2月11日付駐韓米国大使による韓国外務部への書簡⁵⁸は、李承晩ライン宣言に関する韓国政府の主張を真っ向から否定するものであった。同書簡で米国は、李承晩ライン宣言を認めれば「どんな国家でも宣言によって公海を領海に転換できる」と懸念を示した。宣言文第4項の、同宣言は「公海における航行の自由を侵害しない」という部分を韓国は主権の主張についての釈明の根拠としていたが、この点についても、主権の主張がなされている以上李承晩ライン宣言水域では国際法に基づく航行の自由よりも韓国政府の特権が優位となり、米国の懸念は解消されないと指摘した。また、韓国が李承晩ライン宣言を「確定された国際的先例に依拠」したのに対して、「韓国の主権の拡張を認めるような合法的な先例」を示す国際法の原則を見出すことはできないと述べた。特に、李承晩ライン宣言と同性格のものとして韓国が主張した、1945年9月28日に米国政府が発表したいわゆる「トルーマン宣言」については、同宣言は資源保護を目的としたものであって領海の拡張を意味したものではないとして、関連性を完全に否定した。⁵⁹

1952年2月13日付で行われた、駐韓米国大使の書簡に対する韓国政府の反論は、韓国側公開文書には断片的な記録しか残されていない。「もったいぶって古風で意味不明でそして混乱している」とムチオ駐韓米国大使が酷評した⁶⁰ことからわかるように、卞榮泰外務部長官の書簡は米国の抗議に当惑したあまりに醜態をさらした内容であったために韓国側公開文書から削除されたのであろう。筆者（藤井）は、この卞榮泰外務部長官の書簡を米国外交文書の中から発見することができた。⁶¹そこには、「厳密でなく用いられた語句『主権 (sovereignty)』は完全な意味で用いられたのではない。その語句は『管轄権と支配 (jurisdiction and control)』と言い換えることができる」、李承晩ライン宣言は「『トルーマン宣言』と同様に、決して韓国の領海の拡張を意味しない」という韓国は釈明していた。そして、「主として朝鮮水域でも行われた40年間の事実上の漁業独占の結果として韓国漁業は著しく弱体なため、特別な防御方法が必要」と述べて米国に理解を求めた。たしかに、同年2月11日付

⁵⁸韓国側公開文書「平和線宣布と関連する諸問題 1953-55」119～122頁 英語。

⁵⁹「トルーマン宣言」について、1951年8月25日付の「対日漁業問題に関する会議録」中の「領海」という項目では、「1945年9月にトルーマン大統領が、必要に応じて、米国は領海の制限なしに漁場を保護するため200海里までの公海の地帯に領海を拡張できると宣言」としたと、誤った情報が記されている（韓国側公開文書「韓国の漁業保護政策：平和線宣布 1949-52」1410頁 韓国語）。1951年9月8日付の「漁業保護水域宣布に関する件」では、トルーマン宣言は漁業資源保護のための政策を言明したものであると正確な情報が記されている（同前1487頁 韓国語）が、当時の韓国が海洋法や国際事例についての知識が不足していたことがわかる。

⁶⁰MUCCIO→SECRETARY of State February 16(Records of the U.S Department of State relating to the Internal Affairs of Korea, 1950-54 Department of State Decimal File 795)。

⁶¹Ministry of Foreign Affairs → Ambassador of the United States February 13, 1952 *ibid*。韓国が米国の抗議のわずか2日後に対応していることに注目したい。他の三国への対応が2週間後であったのに比べて際立って速やかであり、韓国が米国の抗議にいかに関心したかを示している。

の駐韓米国大使の書簡には「米国政府は3マイル外の公海においてある種の防衛的管轄権を行使したことがある」とあった。しかし同時に、その管轄権とは税関や密輸の監視のためのものであったと記されていた。1952年1月27日付声明で韓国政府は「公海の一部で同時に隣接水域を構成する公海のもつ特殊な性格は国連国際法委員会を含む多くの国際機関によって承認されている」と述べていた。しかし、韓国が援用した1951年の国連国際法委員会の法典草案も、管轄権設定の目的から漁業が除外されていた点は、駐韓米国大使の書簡と同様であった。

1952年2月20日から4月21日にかけて開催された第一次日韓会談漁業委員会において韓国側は、李承晩ライン水域におけるすべての漁業活動を管轄できる「漁業管轄権」を主張したが日本側に論破された。⁶²この時、韓国側が日本側の主張に反論らしい反論を行わなかったことは、筆者（藤井）にとって意外であった。しかし、韓国の主張を否定する駐韓米国大使の書簡を第一次日韓会談直前に突きつけられていた韓国側にとって、論戦の敗北はある程度予想されていた事態であったように思われる。

1952年6月11日付の中華民国大使による韓国外務部への書簡⁶³において、中華民国政府は、韓国政府が李承晩ライン宣言を行った理由については同情すべきものがあるとしながらも、同宣言中の主権の主張が中華民国の領海に近接した公海における中華民国の權益を侵害する懸念があると述べた。これに対する1952年6月26日付葛弘基外務部次官による中華民国大使への書簡⁶⁴では、李承晩ライン宣言は、同じ性格を持つ他の宣言と同様に、韓国の領海を拡張するものではなく海洋資源の荒廃を防ぐ防衛水域を確立するためのものとされた。したがって、中華民国政府は何ら不安を覚える必要はない、なぜならば同宣言は無謀な濫獲に対して適用されるのであるからと韓国は主張した。李承晩ライン水域から排除されるのは日本漁船のみであることを示唆したのである。

1953年1月12日付駐韓英国代表部による韓国外務部への書簡⁶⁵では、「特別な歴史的理由がない限り、国際法では、海岸から3海里をこえる（略-藤井-）海域に主権を及ぼそうとするいかなる要求も認められない。（日韓間に-藤井補註-）特別な歴史的理由は存在しない。」という英国政府の見解が韓国政府に伝えられた。これに対して韓国政府は、1953年1月28日付曹正煥韓国外務部次官による駐韓英国代表部公使への書簡⁶⁶において、英国政府の見解を新聞の誤報がもたらした「誤解」であると釈明した。そして、「この保護線は公海に於ける特権とは関係ない。ひとえに漁業および他の海産物についての日韓間の関係に関するものである。」と述べ、日本の漁業者が過去四十年間と同様の態度で韓国の経済資源を搾取しようとしていると日本の脅威を訴えた。英国政府は書簡で、他国民も操業する公海での漁業規制は相互の協議と同意によらねばならない、一方的な宣言は行われてはならないと述べていた。この原則は1951年の国連国際法委員会の法典草案にも明記されていたものであったが、韓国はこれを無視したのであった。韓国政府はさらに、「将来において二国間の平和的關係を維持するためには、それぞれの国家がその内側で水産開発を

⁶²拙稿「李承晩ラインと日韓会談-第一次～第三次会談における日韓の対立を中心に-」（『朝鮮学報』193 朝鮮学会 2004年10月 天理）。

⁶³韓国側公開文書「平和線宣布と関連する諸問題 1953-55」123頁（英文）。

⁶⁴同前 124頁（英文）。

⁶⁵同前 125頁（英文）。

⁶⁶同前 126頁（英文）。

行う境界線が必要である」と述べて李承晩ライン宣言を正当化した。

注目されるのは、英国公使に対する韓国外務部次官の書簡では李承晩ラインの呼称を「保護線(the conservation line)、我々は時に平和線(the peace line)と呼ぶ」と記されていることである。前述したように、李承晩ライン宣言中の公海への主権行使を批判された韓国は「漁業管轄権」を主張したが日米両国に否定された。「保護線」はおそらくそのために考え出された呼称であったと思われる。しかし、1953年5月6日から7月21日にかけて開催された第二次日韓会談漁業部会において自らの漁業資源保護措置が不十分であることを追及された韓国側は、李承晩ライン宣言の目的は漁業資源の保護ではなく独占であると告白せざるをえなかった。⁶⁷このような経過を検討すれば、韓国にとって李承晩ラインの呼称は「平和線」しか残らなかったことがわかる。韓国政府が「平和線」という呼称を初めて公式に使用したのは、日本漁船大量拿捕を開始した時期にあたる、1953年9月11日のことであった。⁶⁸そして第四次日韓会談(1958年4月15日～同年12月19日)と第五次日韓会談(1960年10月25日～1961年5月10日)では、漁業問題を討議する分科会の名称はそれまでの「漁業委員会」ではなく「漁業及び平和線委員会」となった。

「平和線」という呼称は、公海への主権行使を宣言するという自らの失策を糊塗するために韓国政府が作り出したものであった。また、日本漁船の操業区域拡大を朝鮮半島再侵略と位置づけようとする韓国の意図が含まれていた。したがって、「平和線」という用語を日韓会談の分科会の名称として使用することは、単なる呼称の問題にとどまらず、韓国の主張や意図を認めることでもあり、日韓会談の日本側代表にとっては不本意なものであった。韓国側公開文書では、第四次日韓会談と第五次日韓会談の開始前に漁業問題を討議する分科会の名称について日韓間で対立があったこと、そして日本側の反対を押し切って韓国側が「漁業および平和線委員会」と改めさせたことが確認できる。⁶⁹

おわりに

本稿で筆者は、李承晩ライン宣言に関する韓国政府の動きを検討した。第一に、韓国はマ・ラインを越えた日本漁船の操業を朝鮮半島再侵略と非難し、自国の安全保障上のため必要であるとして、マ・ライン存続を対日講和条約に盛り込むことを米国に要請した。しかし米国にとってマ・ライン問題は漁業問題であり、また総司令部はマ・ラインに韓国政府は関与できないことを伝えた。結局、1951年9月8日に署名された対日講和条約にマ・ライン存続の条項はなかった。第二に、マ・ライン存続を米国に要請する一方で韓国は、商工部が主導して「漁業管轄水域」設定を画策した。ここで韓国が日本漁船を排除しようとしたのは東シナ海・黄海の好漁場であった。対日講和条約にマ・ライン存続を盛り込むことに失敗すると、1951年9月7日に招集された第98回臨時国务会議で「漁業管轄水域」は「漁業保護水域」に改められ、その水域は日本海に拡大されて竹島があらたに含まれた。公海上に日本漁船の操業禁止区域を設定したことを既成事実として、韓国は日本

⁶⁷前掲註(62)「李承晩ラインと日韓会談-第一次～第三次会談における日韓の対立を中心に-」。

⁶⁸韓国側公開文書「平和線宣布と関連する諸問題 1953-55」179頁 英語。

⁶⁹韓国側公開文書「第4次韓・日会談(1958.4.15-60.4.19)予備交渉,1956-58,全3巻(1957)」1697頁 英語。同「第5次韓・日会談予備会談(1960.10.25-61.5.15)本会議会議録および事前交渉,非公式会談報告,1960.10-61.5」45頁 韓国語。

との漁業交渉に臨もうとしたのである。一方で、韓国はマ・ライン存続を日本に約束させるという目論みもこの時点で捨ててはいなかった。第三に、「漁業保護水域」設定を時期尚早であるとして見送った韓国は、1951年10月20日から始まる日韓会談予備会談においてマ・ライン継続を日本に要求した。「公海自由」の原則から逸脱して公海上に日本漁船の操業禁止区域を設けることを、日本が認めるはずはなかった。マ・ライン継続要求を拒否する日本の「誠意のない」姿勢に憤った韓国は1952年1月18日に李承晩ライン宣言を行ったのである。第四に、李承晩ライン宣言は広大な水域に主権を宣言したものであったため米華（台湾）英三国は韓国に抗議した。これに対応して韓国は李承晩ライン宣言の意味合いと呼称を変化させた。その結果、李承晩ライン水域を主権下に置くという当初の対日要求こそ後退させたものの、「平和線」という、被拿捕漁船が続出する日本にとってはいささか奇異な呼称が登場した。

上記の経過において、自らが関心を持つ公海上の水域における日本漁船の操業を絶対に許すまいとする韓国の強い意志を見ることができる。背景にあるのは、日本の主張をいっさい理解しようとせず自己の主張をひたすら相手に押し付けようとする韓国の対日姿勢である。そこに、日本に対して優位に立とうとする韓国の強烈な意識を見ることができる。日韓会談予備会談と李承晩ライン宣言そして第一次日韓会談の時点において、韓国はすでに1948年8月15日に建国されていたのに対し、日本は1945年から1952年4月28日まで続く連合国軍の占領下にあった。韓国は自らを主観的には連合国と位置づけて敗戦国の日本に臨もうとした。対日講和条約作成の過程で竹島を日本領に含ませた米国の明確な意思にさからって、竹島を李承晩ライン内に取り込んだ韓国の行動にも、こうした日本に対する優越意識が働いていたことは間違いない。